

北九州国際展示場管理要綱

(適用 平成24年1月1日)

(改正 平成24年4月1日)

(改正 平成26年8月1日)

改正 平成29年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）に定めるもののほか、北九州国際展示場（以下「国際展示場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 国際展示場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、国際展示場利用申込書（第1号様式）及び利用者登録票（第2号様式）を別表第1に定める期間に市長へ提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 再度の利用者は、既に提出した第1項の利用者登録票の内容に変更がない場合、利用者登録票の提出を省略することができる。

(利用の許可)

第3条 市長は、国際展示場の利用の許可を決定したときは、利用者に国際展示場利用承認書（第3号様式）を交付するものとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件を付して利用を許可することができる。

3 利用者は、利用を開始するとき、国際展示場利用承認書を係員に提示しなければならない。

(利用の不許可)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、国際展示場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。

(3) 建物又は設備・器具等をき損するおそれがあると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取り消し等)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、国際展示場の利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。

(3) 関係条例若しくは、規則若しくは、これらに基づく処分に違反し、又はこれら

に基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

- 2 前項の規定に基づく利用の許可の取り消し又は利用の停止によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(利用者の守るべき事項)

第6条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的のために認められた物品以外の物品を展示し、販売し、又は持込まないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を利用し又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備・器具以外のものを利用しないこと。
- (5) 器具等を場外に持ち出さないこと。

(入場の制限)

第7条 市長は次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(利用料金の納入)

第8条 国際展示場の施設の利用料金は、第3条の許可の際に指定する日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により利用料金を後納しようとする者は、国際展示場利用料後納願(第4号様式)を提出し、その許可を受けなければならない。

(私用光熱費等)

第9条 国際展示場の利用者は、利用した施設の光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない。

(利用の取り止め)

第10条 国際展示場の利用を取り止めようとする者は、国際展示場利用取り止め届(第5号様式)を提出しなければならない。

(利用の変更)

第11条 国際展示場の利用を変更しようとする者は、国際展示場利用変更申込書(第6号様式)を提出しなければならない。

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合により既納の利用料金を返還する。

- (1) 利用者の責任によらない理由により利用できないとき。

利用料金の10割

- (2) 利用日の20日前までに利用者が利用の取り止めに申し出た場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。

利用料金の8割

(利用料金の減免)

- 第13条 条例第7条の規定に基づく利用料金の減免は、別表第2に定めるところによる。
- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、国際展示場利用料金減免申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

(設備等の制限)

- 第14条 利用者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けた仕様にに基づき行わなければならない。

(原状回復の義務)

- 第15条 利用者は、利用が終わったとき、又は第8条の規定により利用の許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。
- 2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

- 第16条 利用者は、国際展示場を利用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は市長が許可した利用目的以外の目的に利用してはならない。

(損害賠償)

- 第17条 利用者が建物及び設備を滅失し、又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日に施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日に施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日に施行する。

付 則

- 1 改正前のこの要綱において、平成29年4月1日以降の使用の申請を行い、使用の許可を受けたものについては、利用の許可を受けたものとみなし、新要綱の適用を受

けるものとする。

2 この改正は、平成29年4月1日に施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	催事内容	申込受付時期
展示場と会議室をあわせて利用する場合	見本市・展示会 イベント	利用開始の1年前の月の初日から 開催2週間前まで
	その他	利用開始の6ヶ月前の月の初日から 開催2週間前まで
展示場のみを利用する場合	見本市・展示会 イベント	利用開始の1年前の月の初日から 開催2週間前まで
	その他	利用開始の6ヶ月前の月の初日から 開催2週間前まで
会議室のみを利用する場合	会議・その他	利用開始の3ヶ月前の月の初日から 開催3日前まで

(※1) 利用者登録票（第2号様式）は、国際展示場利用申込書（第1号様式）の前に提出するものとする。

別表第2（第13条関係）

分類	減免の要件	減免率
定標準とするもの	北九州市主催	100%
	公益財団法人北九州観光コンベンション協会主催	100%
	北九州市共催	40%
	北九州市が構成員である実行委員会主催	40%
	教育委員会が認定する社会教育関係団体主催 【中展示場のみ】（※2）	50%
	市内に住所を有する個人が代表者である団体・市内に事務所を有する法人（営利法人を除く）が入場料等の徴収及び物品の販売等営利活動を行わない催事の場合 【中展示場のみ】（※2）	50%
定標準としないもの	その他	個別決裁

(※2) この規定は、利用日の3ヶ月前において利用申込のない区画を利用する場合に限り適用する。